

規制シート(様式)

190195201760002

平成28年12月21日

規制の名称	宅地建物取引業法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	国土交通省土地・建設産業局不動産業課 課長 中田 裕人
規制目的	宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。 ・宅地建物取引業者は、事務所等ごとに専任の宅地建物取引士を置かなければならない。 ・宅地建物取引業者は、宅地又は建物の媒介契約を締結したときは、一定の事項を記載した書面を依頼者に交付しなければならない。 ・宅地建物取引業者は、売買契約等の成立までの間に重要事項について宅地建物取引士に説明させなければならない。 ・宅地建物取引業者は、売買契約等を締結したときは、一定の事項を記載した書面を契約当事者に交付しなければならない。 等 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	既存住宅の流通の促進を図るための市場環境の整備を促進するとともに、宅地建物取引業の業務に従事する者の資質の向上や、消費者利益の保護の一層の徹底を図るため、法律を改正(平成28年法律第53号)。	関連する政策評価結果	平成28年2月規制の事前評価を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>国民の生活・経済活動の基盤である宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業法では、宅地建物取引業について免許制度を規定するほか、宅地建物取引に関して専門的かつ広範な知識を有する宅地建物取引士の設置の義務付け等を規定している。</p> <p>また、頻発する紛争等に対し、免許の取消し等を含む監督事務を実施しており(平成27年度においては、227件の監督処分、574件の勧告等を実施)、以上を踏まえ、引き続き、規制を維持することが必要であるため。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		